

目

次

	頁
第 9 2 号議案 災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例……………	12
第 9 3 号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………	13
第 9 4 号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例……………	14
第 9 5 号議案 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例……………	15
第 9 6 号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………	16

第九十二号議案

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の額に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第十条」を「第四条の五」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和五年九月一日から適用する。

令和五年九月二十二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額を定める等したので、この案を提出するものである。

第九十三号議案

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第一条の三中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第八条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

令和五年九月二十二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、旅館業の許可を受けた地位の承継の要件を定める等したいので、この案を提出するものである。

第九十四号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表保健医療部の項第五十七号中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

令和五年九月二十二日提出

埼玉県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を定めたいので、この案を提出するものである。

第九十五号議案

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附 則

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 改正後の第十六条の規定は、この条例の施行の日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

令和五年九月二十二日提出

埼玉県 知事 大野 元裕

提 案 理 由

食品衛生法の一部改正を踏まえ、ふぐ処理施設の営業者が当該営業を譲渡する場合において、当該営業を譲り受けた者が新たに認定を受けることなく営業者の地位を承継することとしたいので、この案を提出するものである。

第九十六号議案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十
七号）の一部を次のように改正する。

別表寄居警察署の項中「永田」の下に「花園」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年九月二十二日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

深谷市における町の区域の新設に伴い、寄居警察署の管轄区域の規定を整備した
いので、この案を提出するものである。